

外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について

平成 30 年 7 月 24 日
閣 議 決 定

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「骨太方針 2018」という。）を踏まえ、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、同省において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

我が国に在留する外国人は、近年、専門的・技術的分野の外国人材のほか、技能実習生や留学生を含め、増加を続けており、平成 29 年末には過去最多の約 256 万人となった。国内で働く外国人も急増しており、平成 29 年には約 128 万人と過去 5 年間で約 2 倍となっている。

このような中で、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化を踏まえ、骨太方針 2018 において、生産性向上や国内人材確保の取組を強力に推進しつつ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設することとし、外国人材の受入れを更に進めていくこととなった。

今後も我が国に在留する外国人が増加していくと考えられる中で、日本で働き、学び、生活する外国人の受入れ環境を整備することによって、外国人の人権が護られ、外国人が日本社会の一員として円滑に生活できるようにしていく必要がある。

このため、多言語での生活相談の対応、日本語教育の充実をはじめとする外国人の受入れ環境の整備に係る様々な分野における取組を政府全体として強化し、進める必要がある。

出入国の管理、本邦における外国人の在留、人権の擁護等を所掌する法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省

1. の基本的な方針に基づき、関係府省においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に外国人の受入れ環境の整備に取り組むものとする。

- (1) 法務省は、内閣官房とともに、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議¹を開催するなど、法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）第 4 条第 2 項に基づき外国人の受入れ環境の整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (2) 総務省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、地方公共団体における多文化共生の取組の促進に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (3) 外務省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、海外における日本語教育の充実等に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (4) 文部科学省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、国内における日本語教育の充実、外国人の子供の教育等に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (5) 厚生労働省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、外国人への医療・保健・福祉サービスの提供、労働環境の改善、社会保険の加入促進等に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (6) その他の関係府省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。

¹ 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」（平成 30 年 7 月 24 日閣議口頭了解）